

別表 5-1 道路啓開の発動条件

道路管理者等は、次のいずれかに該当する場合、本計画に基づく道路啓開（点検等）を直ちに開始する^{※1}。

（1）東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合。

（2）上記（1）以外の場合であっても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合。

なお、上記（1）及び（2）に該当しない場合であっても、道路管理者等は、各維持管理基準等に基づき、道路施設の被災状況や通行の可否等を把握し、適切な措置を講じるため、異常時巡回等を適宜実施するものとする。

【参考】直轄国道（関東地方整備局）における道路啓開（点検等）の開始（例）^{※2}

●初動期における権限委譲

応援管理区間は、東京23区で震度6弱以上の地震発生をもって責任啓開事務所が主体となって緊急点検等の実施及び緊急道路障害物除去を実施する。

※1 具体計画「具体計画に基づく初動対応を行う判断基準」①～②より

※2 関東地方整備局 業務継続計画（令和7年11月）第3章 震後行動（災害応急対策業務）より抜粋